

平成25年(行コ)第6号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件

控訴人(原審原告) 宮部慎太郎 外1名

被控訴人(原審被告) 鳥取市

答 弁 書

平成25年7月29日

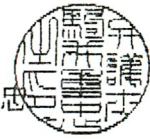
広島高等裁判所松江支部 御中

〒680-0023 鳥取市片原1丁目115番地カイナンマンション200号

菜の花総合法律事務所(送達場所)

tel 0857-25-0150 fax 0857-25-0151

被控訴人訴訟代理人 弁護士 駒 井 重 忠



同 弁護士 今 田 慶 太



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、第1、第2審とも控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

第2 控訴の理由に対する反論

控訴人らの法的主張はすべて争う。

控訴理由書第2第2項記載の事実は不知。

被控訴人の主張は原審にて述べたとおりである。

原審判決の判断に誤るところはない。

以上